

## [事案 2023-261] 給付金支払等請求

・令和7年2月28日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和4年9月に子宮体がん入院し腹腔鏡下悪性腫瘍手術を受けたことから、令和3年3月に契約したがん保険（契約①）および収入保障保険（契約②）にもとづき、給付金等を請求したが、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消し、給付金を支払うとともに、保険料の払込みを免除してほしい。

- (1)過去に子宮内膜増殖症の診断を受けた認識はなく、むしろ医師とのやり取りや検査結果から子宮内膜増殖症ではないと思っていた。
- (2)医師の診察の中で、ことさら単純型子宮内膜増殖症を病名として強調されたこともないため、それを自分が病名として認識していなくとも矛盾はなく、一連の検査の結果、契約前に子宮内膜増殖症の所見はない。
- (3)募集人に通院の事実や子宮筋腫があることを伝えたくて、勧められて契約をした。契約②の詳細な告知内容は募集人が入力しており、健康診断や人間ドックの実施年月日が事実と異なっているのは募集人が転載したためである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、子宮内膜増殖症と診断された認識がなかったと主張するが、病院からの報告書には、「患者様への説明内容」として「単純型子宮内膜増殖症」の記載があること等から、不告知について故意または重過失が認められる。
- (2)申立人の請求事由と、契約解除の原因となった事実との間には、因果関係が認められる。
- (3)募集人によれば、告知書は申立人が記入しており、生理不順による通院以外の既往症等は申し出を受けておらず、募集人が告知を妨げた事実は確認できない。なお、契約②の告知書については入力後、申立人自身が署名欄に署名している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約①②の告知当時の状況、申立人の治療歴等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。